

公益社団法人 全国助産師教育協議会 委員会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第51条に基づく委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 本会に以下の常設委員会を置く。

- (1) 教育検討委員会
- (2) 資格・専門能力委員会
- (3) 将来構想委員会
- (4) 組織強化委員会（国内・国際）
- (5) 広報・社会貢献委員会
- (6) 助産学共用試験委員会

- 2 前項の常設委員会の外に、会長が必要と認めるときは有期の特別委員会を置くことができる。
- 3 常設委員会には、会長が必要と認めるときは小委員会を置くことができる。
小委員会のメンバーは、本協議会の会員であることとする。
- 4 委員会は、それぞれの専門事項に関する企画、調査等、会長の諮問事項を審議する。

(任務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 教育検討委員会
 - ・助産師の教育課程（カリキュラム）に関すること
 - ・助産師の教育方法に関すること
 - ・助産師教育の評価に関すること
 - ・助産師教育のデータベースに関すること
- (2) 資格・専門能力委員会
 - ・助産師の資格・能力に関すること
- (3) 将来構想委員会
 - ・本会の将来事業の構想に関すること
- (4) 組織強化委員会（国内・国際）
 - ・本会の組織強化に関すること
 - ・諸外国の助産師教育の情報収集に関すること
 - ・国内からの情報発信にすること
 - ・国際交流に関すること（教員・学生）
- (5) 広報・社会貢献委員会
 - ・母子保健行政の活動への協力に関すること
 - ・助産師教育の相互扶助に関すること
 - ・助産師を志望する者への情報提供に関すること
 - ・助産師学生の活動支援や学生交流に関すること
 - ・助産師関連団体との連携に関すること
 - ・ニュースレターの発行に関すること
 - ・ホームページに関すること

(6) 助産学共用試験委員会

- ・助産学 CBT (Computer Based Testing) に関すること
- ・助産学 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) に関すること

(7) その他、理事会が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会の委員は会員のうちから会長が推薦し、理事会で承認する。

- 2 委員は5名～7名程度とする。
- 3 委員の任期は、通常総会終了後から翌々年の通常総会終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会は、委員長1名を委員の互選により選出する。

- 2 小委員会がおかれているときは、委員の互選により小委員会リーダーを置くことができる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 小委員会リーダーは、委員長を補佐し、委員長に不都合があるときは委員長の役務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、年3回以上開催し、必要に応じて委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、会議を招集する際は委員に対して予め議題、日時、場所、その他必要な事項を電子媒体等で通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、電子媒体等をもって予め意見を出した委員は出席とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会担当理事は、委員会の会議に出席することができる。

- 2 委員会担当理事が必要と認める場合、委員長は理事会で意見を述べることができる。

(議事録)

第8条 委員会の議事は、その経過および結果を議事録に記載し、出席した委員を記名し、事務局に保管する。

- 2 委員会で付議された事項は報告書を作成し、必要な資料を添えて事務局を経て会長に提出し、委員会担当理事により理事会で報告されなければならない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の承認による。

付 則

- 1 本規程は平成24年2月10日より施行する。
- 2 本規程は令和2年5月24日より一部改正する。
- 3 本規程は令和3年4月24日より一部改正する。
- 4 本規程は令和4年9月25日より一部改正する。
- 5 本規程は令和7年1月11日より一部改正する。